

抵当権設定登記

(6)住宅を増築して抵当権の設定登記をする場合

必要書類	備考
申請書	
住民票(転入手続き後のもの)	やむをえず転入手続き前の場合は追加書類が必要 ((7)やむをえず転入手続き前の場合を参照)
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・建築年月日 ・増築年月日 ・用途 ・床面積 ・構造 等が確認できるもの
下記の①、②のいずれか	債権(資金の貸付)が、当該住宅を増築又は取得によるものであることが確認できるもの
① 抵当権設定契約証書	
② 金銭消費貸借契約書	

※ 追加の書類が必要になる可能性がありますので事前にご相談ください。

※ 虚偽の申請により証明書を発行したことが判明した場合には、交付された証明が取り消され税額の追徴を受けることがあります。